~ 保護者支援・家族支援 ~



右のQRコードから 左のページの表示を お願いします。 Happinesskids R7.10.10





① ガイドライン



放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する 事項を定めるものである。

2. こども施策の基本理念

こども施策の基本理念

事業所や関係機関と連携した

切れ目ない支援の提供

(5)

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の<mark>関係機関</mark>や障害当事者

○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえた ニーズに応じた発達支援の提供	 ○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、ことものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する <u>社会的なバリア</u> となっているのか、また、それを <u>取り除くために必要な対応</u> はどのようなものがあ るか、 などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の重視	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、 <mark>家族のウェルピーイングの向上</mark> につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
(4)	地域社会への 参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の <u>一般のこども施策との併行利用</u> <u>や移行に向けた支援</u> や、 <u>地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組</u> を進めていくこと。

団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

身体的・精神 的・社会的に良 好な状態である こと

その人が持っている本来の力や いる本来の力や 可能性を引き出 すこと。また、 その考え方。



放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

○ 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に 規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日におけ る支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に 通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

2. 役割

○ 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、<mark>ウェルビーイングを実現していく</mark>力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの従事を図ること。

(1) 放課後等デイ サービスの目標

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

〇 こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。



放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

2. 放課後等デイサービスの内容(続き)

② 家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる<u>親子関係や家庭生活を安定・充実</u>させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。



- ○アタッチメント(愛着)の安定
- ○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- ○障害の特性に配慮した家庭環境の整備

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期になってから障害特性が明確化する場合も多いことなども踏まえ、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こどもと家族をトータルに支援していくことが重要である。

- 父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 家族支援は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解する。
- こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行う。
- 虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関に つないでいく等の対応を行う。
- 必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所等、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等の障害福祉サービス事業所、発 達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図る。

3 移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。



- ○放課後児童クラブ等への移行支援
- ○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- ○放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- ○同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

- 特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

型 地域支援 地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。



○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。 なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

乳幼児が主たる養育者との間に築く情緒的なきずな



児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立て**ていく必要。

健康·生活

運動·感覚

認知·行動

人間関係·社会性

○健康∜ ○生活®

- ○健康状態の維持・改善
- 〇生活習慣や生活リズムの形成
- ○基本的生活スキルの獲得
- ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- ○姿勢保持と運動・動作の補助 的手段の活用
- ○身体の移動能力の向上
- ○保有する感覚の活用
- ○感覚の補助及び代行手段の活 用
- ○感覚の特性への対応

- ○認知の特性についての理解と 対応
- ○対象や外部環境の適切な認知 と適切な行動の習得
- (感覚の活用や認知機能の発達、 知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)
- ○行動障害への予防及び対応

○コミュニケーションの基礎的 能力の向上

言語・コミュニケーション

- ○言語の受容と表出
- ○言語の形成と活用
- ○人との相互作用によるコミュ ニケーション能力の獲得
- 〇コミュニケーション手段の選 択と活用
- O状況に応じたコミュニケー ション 等

- MINIM ITAIL
- ○アタッチメント (愛着) の形 成と安定
- ○遊びを通じた社会性の発達
- ○自己の理解と行動の調整
- ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、 複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこども に対する支援にあたっての留意点 こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。

③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。

④地域支援•地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- ○アタッチメント (愛着) の形成
- ○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切 な助言等
- ○障害の特性に配慮した家庭環境の整備

- ○保育所等への移行支援
- ○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向け た準備
- ○保育所等と併行利用している場合における併行利用先と の連携
- ○同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

〇通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連 携した支援



【保護者対応】

どのような保護者対応に困っていますか?

子育て一般	子どもへの虐待、ネグレクト保護者
障がいに関する相談	保護者自信の悩み相談
発達のつまずき相談	夫婦、家庭内問題の相談対応
言葉のつまずき相談	精神疾患がある保護者
子どもの疾病の相談	約束を守れない保護者
子どもの養育相談	保護者間のトラブル対応
子どもの障がい受容	経済問題を抱える保護者
	連絡がとれない保護者

子育て相談対応

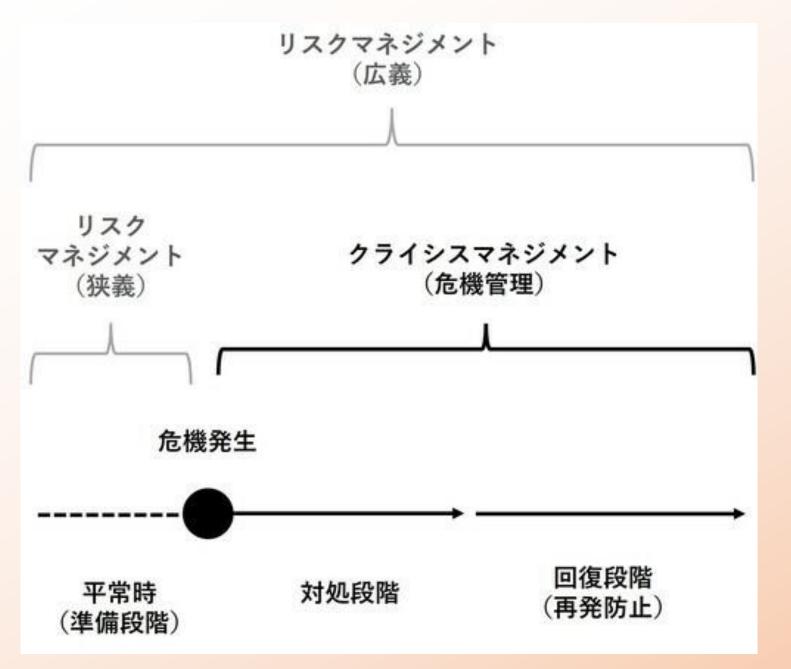
気になる保護者対応



① 消極的支援

苦情対応





リスクマネジメント

: 発生しないために 前もって起こり得る リスクを洗い出し、 対策を考える

クライシスマネジメント

: 危機的状況が発生した後の対応を考えること



トラブル発生時のダメージ ダメージ 生命・身体 時間 財産 評判 感情 損害賠償金支 命が奪われる マスコミ対応 怒り、喪失感 マスコミ報道 保護者対応 払、建物の損 、未来・現状 、インターネ 怪我、病気 等(精神疾患 関係資料作 失、備品損失 への不安、不 ットを介した 含む) 成、在校生へ 、関連コスト 満、モチベー 誹謗中傷、ネ ガティブなロ の説明、対応 支払、入学者 ションの低下 策検討等 数減、補助金 、トラウマ コミ等 等の減額等 等

多様なダメージを想定しながら対応することが重要



ハインリッヒの法則 ~1対300の法則~

大きな事故が1件起これば、 その背景には小さな事故が29件 ヒヤリハットが300件起きている と言われている



軽微な事故=29 (アクシデント)



H.W.ハインリッヒ アメリカの損害保険会社で技術 調査部副部長を務めていた時に、 労働災害の発生確率を分析した 論文を発表

事故にならない異常=300 (ヒヤリハット) ィンシデント





【福祉サービス提供における苦情】

- ・ サービス提供に関する苦情 スタッフの対応や態度 支援の質への不満 安全管理や衛生面の配慮に不満 活動内容に関する不満
- ・ コミュニケーションに関する苦情 情報不足や不正確な情報電伝達に関する不満 連絡の手段や連絡の頻度等の不十分さに関する不満 児童とのコミュニケーション不足に関する不満
- ・ 料金や契約に関する苦情 料金の請求の不明瞭さに関する不満 契約内容や条件への不満
- ・・・その他(施設整備・人員配置)



解決すべきこと



- ① 感情への対応:相手の不快な気持ちや不安な気持ちを回復させること
- ② 事象への対応:再発防止



【初期対応の基本】

発生要因の 責任を認め たわけでは ない

発生した出 来事によっ て生じた事 柄を謝罪す

参初期対応の基本スタンス

POINT!

が感情を抑

短期目標と初期対応の三原則

短期目標

クレームを拡大させない (感情的にさせない・ならない)

①限定的な謝罪 (迷惑を掛けた 状況について)

②話を聴く (共感・傾聴) 質問する

③言い訳をしない (正当性を 主張しない)

相手の感情を抑えてから説明をする

クレームへのお礼

原因と要望を整理して不足情報を補う (再確認・質問等)

組織的な対応で情報を共有化(記録化)して原因を把握する ことでハザード(クレーム発生の環境や要因)を減らすこと ができる。要望を把握すると解決への糸口が見つかる。申 出者への現状のフィードバックは迅速にコマメに、が基本。

た対応の数だけ 因が 育って を誤ると相手を感情 ます。

ま

日常業務に 活かす

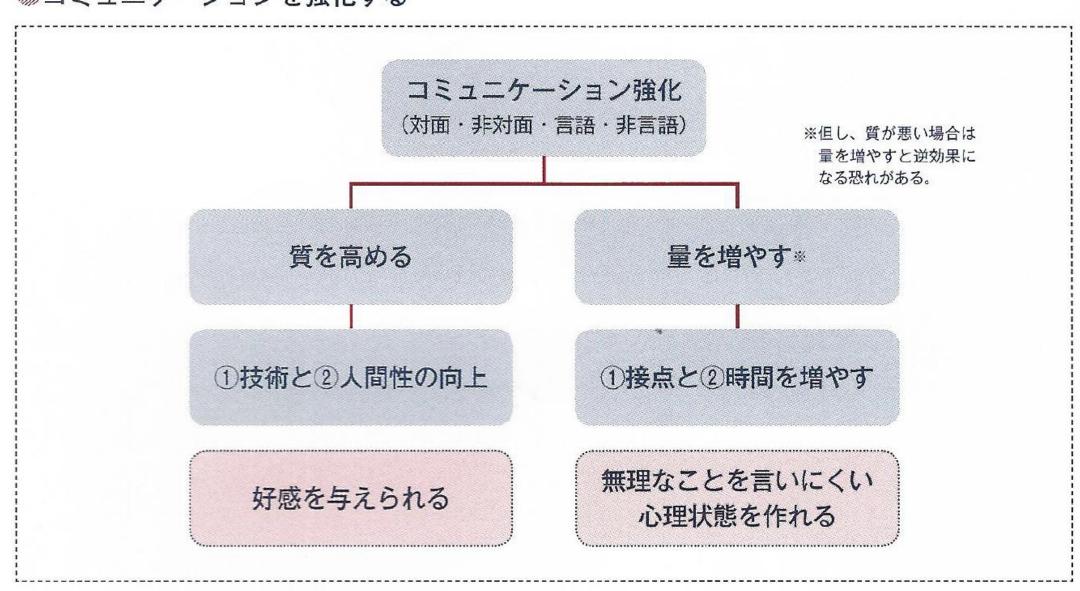
効果① 怒っている原 因部分の情報 量が増える

効果② 相手がすっき りする

> 共通点を作 共通の 目標をもつ



◎□ミュニケーションを強化する





一 対等な関係を築く交渉術 一

【守るべき3つのルール】

- ・マインドセット から始める
- ・事前に相手の情報を集める
- 互いの「利害」に注目する

【覚えておくべき5つのセオリー】

"人はコストをかけたものを選ぶ"

(サンクコスト理論)

"人はあたえてくれる人を選ぶ"

(返報性の原理)

"人はリスクをコントロールしてくれる人を選ぶ" (プロスペクト理論)

"人はモヤモヤを解消してくれる人を選ぶ" (認知的不協和理論)

"人はやる気を引き出してくれる人を選ぶ" (モチベーション理論)



【相手の行動変容を求める】

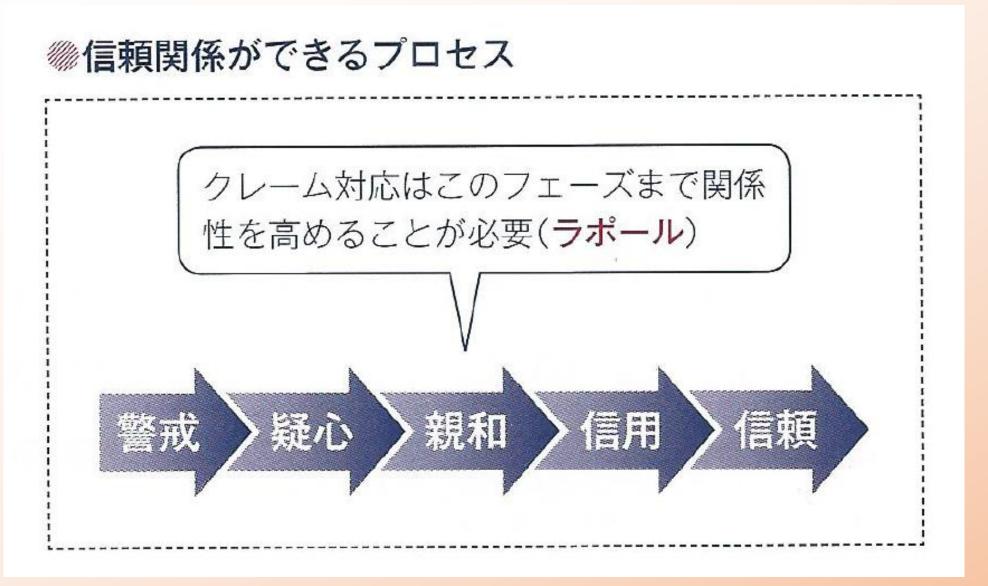
【交渉術(技術)】

- 配分型(利益を分け合う)
- 利益交換型(損して得とる)
- 統合型(Win & Win)

- ◆ 代替案
- ◆ 選択肢
- ◆ 限界範囲
- ◆ 説得
 - ・功利的説得(メリット)
 - · 規律的説得(論理的)
 - ・情緒的説得(感情的)



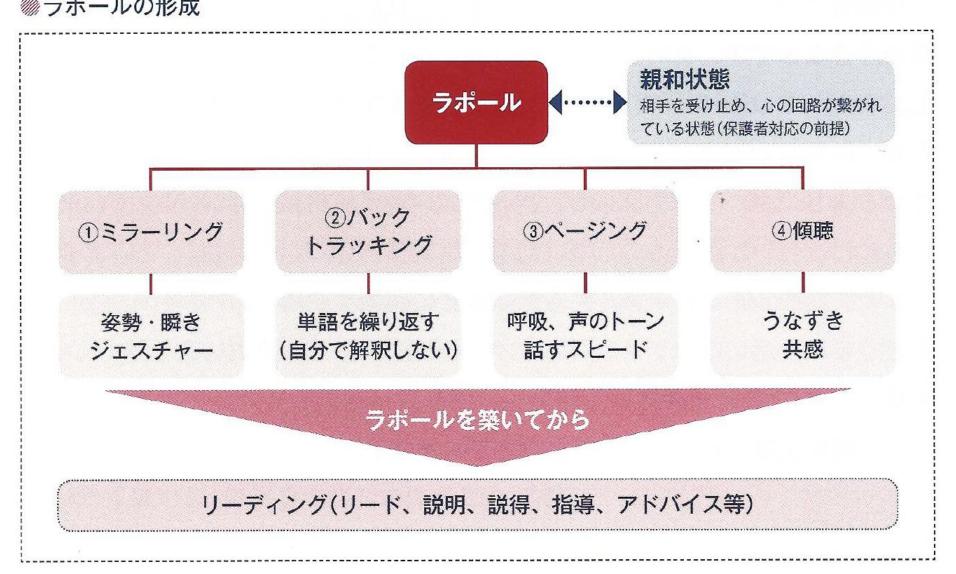
ラポールを形成する





ラポールを形成する

参ラポールの形成





相手の特徴を知る

≫知覚チャネル (優位感覚)

視覚優位型	見ればわかる
聴覚優位型	話を聞けばわかる
体感覚優位型	体感することでわかる
内部対話優位型	自分なりの理由で納得する



【怒りをコントロールする方法】 怒りの間違った常識

- (x) 怒りを吐き出すとストレス解消に効果がある
 - → 怒れば怒るほど怒りの行動が強化されます
- (x) 怒りをぶつけることで、相手を威嚇し、自分の思いが通る
 - → 怒りを噴出すると自分の評価が下がり、信頼を失います
- (×) あなたが怒るのは、周囲の人や出来事が原因である
 - → 自分の怒りの情動反応は自分で作り出している
- ・自分の怒りは人間関係を破壊します
- ・自分の怒りは困難な状況をさらに困難にします
- ・自分の怒りは心臓疾患を誘発します
- ・自分の怒りは相手の攻撃性を高めます
- ・自分の怒りは免疫力を低下させ心身のバランスを崩します

結局、怒りは 自分自身にはね かえってくる



【怒りをコントロールする方法】

その場の怒りを鎮める方法



◆ 心の中で「ストップ」と叫ぶ

相手の言葉に ムカッときたら 心の中でストップ!と 叫び思考を停止する

◆ 目の前の物へ集中する



相手の言葉にムカッときたら

大丈夫!乗り切れる! <u>と自分を説</u>得する

◆ 自分を説得する



相手の言葉に ムカッときたら 目の前の物を集中して観察し始める

◆ 自分との約束を守る





相手の言葉に ムカッときたら

自分との約束を守り穏やかにふるまう

② 積極的支援

家族支援加算



【家族支援加算(I)】

【家族支援加算(Ⅱ)】

個別に相談援助を行う(月4回)

グループで相談援助を行う(月4回)

☑ 家族支援加算(I)

☑ 家族支援加算(Ⅱ)

①**居宅**を訪問

(1時間以上) 300単位/回

(1時間未満) 200単位/回

②事業所等で対面 100単位/回

③オンライン 80単位/回

①事業所等で対面 80単位/回

②オンライン 60単位/回

※多機能型事業所で、同一児童に複数のサービスの支援を行う場合、 各サービスを合計して(I)及び(II)それぞれ月4回を超えて算定不可



① 療育・発達支援に関する相談

発達障害や知的障害など、子どもの特性に基づく支援内容や接し方に関する相談。

【内容カテゴリ】

【相談テーマ例】

- ・発達の悩み
- ・行動への対応
- ・感覚過敏・鈍麻
- ・苦手分野の支援
- ・家庭での療育

「ことばが遅れていて心配」「集団行動が難しい」

「癇癪を起こしたときどう接すればよいか」

「音やにおいに過敏で困っている」

「手先が不器用で工作や食事が難しい」

「家庭でも療育的な声かけをしたいが分からない」

② 保護者のメンタル・心理的負担に関する相談

育児や介護との両立、保護者自身の心身のストレスに対する相談援助。

【内容カテゴリ】

- ・育児疲れ
- ・不安・孤独感
- ・情緒サポート
- ・情報過多

【相談テーマ例】

「毎日手がかかって自分の時間がない」

「他の親と比べて落ち込んでしまう」

「夫婦間でも子の障害理解で溝がある」

「ネット情報に振り回されてしまう」



③ 家庭環境・生活支援に関する相談

家庭内での生活環境や支援体制、経済面や福祉資源活用などの相談。

【内容カテゴリ】 【相談テーマ例】

- ・家族構成 「きょうだいへの配慮や関わり方が難しい」
- ・経済的困難「ひとり親家庭で生活が大変」
- ・居住環境 「家庭内での落ち着ける空間づくりの工夫」
- ・相談先の紹介 「市役所の福祉窓口の活用方法が分からない」

4 学校・地域との関係に関する相談

就学・進級・進学、学校対応、地域活動への参加などに関する支援。

【内容カテゴリ】

- ・学校との連携
- 就学相談
- ・地域社会との関係
- ・進学・進路

【相談テーマ例】

「担任と意思疎通がとりにくい」

「支援学級か通常学級か迷っている」

「地域行事に出たがトラブルが心配」

「中学以降どうなるか不安」



⑤ 制度・サービスの活用に関する相談

福祉サービス、手帳制度、医療、行政との連携に関する相談援助。

【内容カテゴリ】

・障害福祉サービス

・障害者手帳

・医療機関紹介

・他機関との連携

【相談テーマ例】

「ヘルパーや短期入所を使いたい」

「申請すべきか迷っている」

「診断を受けるべきかどうか」

「児童発達支援センターとのやりとり」

⑥ 保護者同士の交流・グループ相談(家族支援加算Ⅱ)

複数家庭を対象とした交流・情報共有型の相談援助。

【内容カテゴリ】

・保護者会

・講座型支援

・グループワーク

【相談テーマ例】

「保護者同士の悩みを共有したい」

「外部講師による発達障害理解講座」

「きょうだい児の育て方を語る会」



保護者とのコミュニケーションのかたち

聴く

質問する(知る)

一緒に悩む(共感)

一緒に考える

情報を提供する

つなぐ

「傾聴」チェックリスト

- ① □ 「話す」ことよりも「聞く」ことに時間を割いている。一方的に話さない。
- ② 口 相手の言葉に割り込まない、さえぎらない、結論を先取りしない。
- ③ □ 相手が話している時、別のことを考えたり相手の考えを先読みしたりしない。
- ④ □ 話が理解できているフリをしない。
- ⑤ □ タイミングよくうなづいたり、相槌を打ったりする。
- ⑥ □ 視線を合わせる。
- ⑦ 🔲 相手の態度や身振り手振り、表情、声の調子などの様子から情報を受け取る。
- ⑧ □ 相手の言葉を受け止めている。聞きっぱなしにしない。

チェックの数を記入

- ⑨ □ コメント、アドバイスは、相手の同意を得てから行う。
- ⑩ 🔲 沈黙を受け入れられる。
- ⑪ □ 相手の言葉を反復する。(「聞いている」意思表示と内容確認のため)
- ⑩ □ 「聞いている」というサインを送る。



点



保護者とのコミュニケーションの内容例(その1)

質問1:良い療育の場所の見つけ方を知りたい

質問2:病院に行くタイミングはいつなのか?

質問3:病院に行くならば、どんな病院?

質問4:本人への告知は誰がするのか?

質問5:どうして園や学校は理解がないのか?

質問6:どうして支援を引き継がないのか?

質問7:苦情を言いたいが誰に言えば良いか?

質問8: 苦情を言いたいが、どのように言うべきか?

質問9:障害者手帳はどこでもらうのですか?

質問10:障害者手帳はどんな種類がありますか?

質問11:特別支援学校に入学後に療育手帳がなくなったら?

質問12:障害者手帳のメリットとデメリットは?

質問13:障害者就労とは何ですか?

質問14:授産所とは何ですか?

質問15:B型作業所とは何ですか?



保護者とのコミュニケーションの内容例(その2)

質問16:A型作業所とは何ですか?

質問17:一般就労とは何ですか?

質問18:特例子会社とは何ですか?

質問19:生活介護とは何ですか?

質問20: 就労移行支援事業とは何ですか?

質問21:就労定着支援事業とは何ですか?

質問22:特別支援学校に高卒資格がない理由は?

質問23:小学校入学時の判定基準を知りたい

質問24:通常の学級から支援学級に変わる転籍の手続きを知りたい。

質問25:支援学級から通常の学級に変わる転籍の手続きを知りたい。

質問26:小学校入学後の特別支援学校からの転籍が難しい理由

質問27:通知表ってどのようにつけるの?

質問28: クラス分けはどのようにするの?

質問29:疲れているのに家から出す意味は何?

